

Q225. 残業代（時間外割増賃金）計算の基礎となる時間外労働時間の算定に当たり、1日8時間を超えて労働させた時間外労働時間は、週40時間を超えて労働させた時間にも重複してカウントしますか。

1日8時間を超えて労働させた時間については、1日ごとに時間外労働としてカウントされていますので、週40時間を超えて労働させた時間には重複してカウントしません。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎